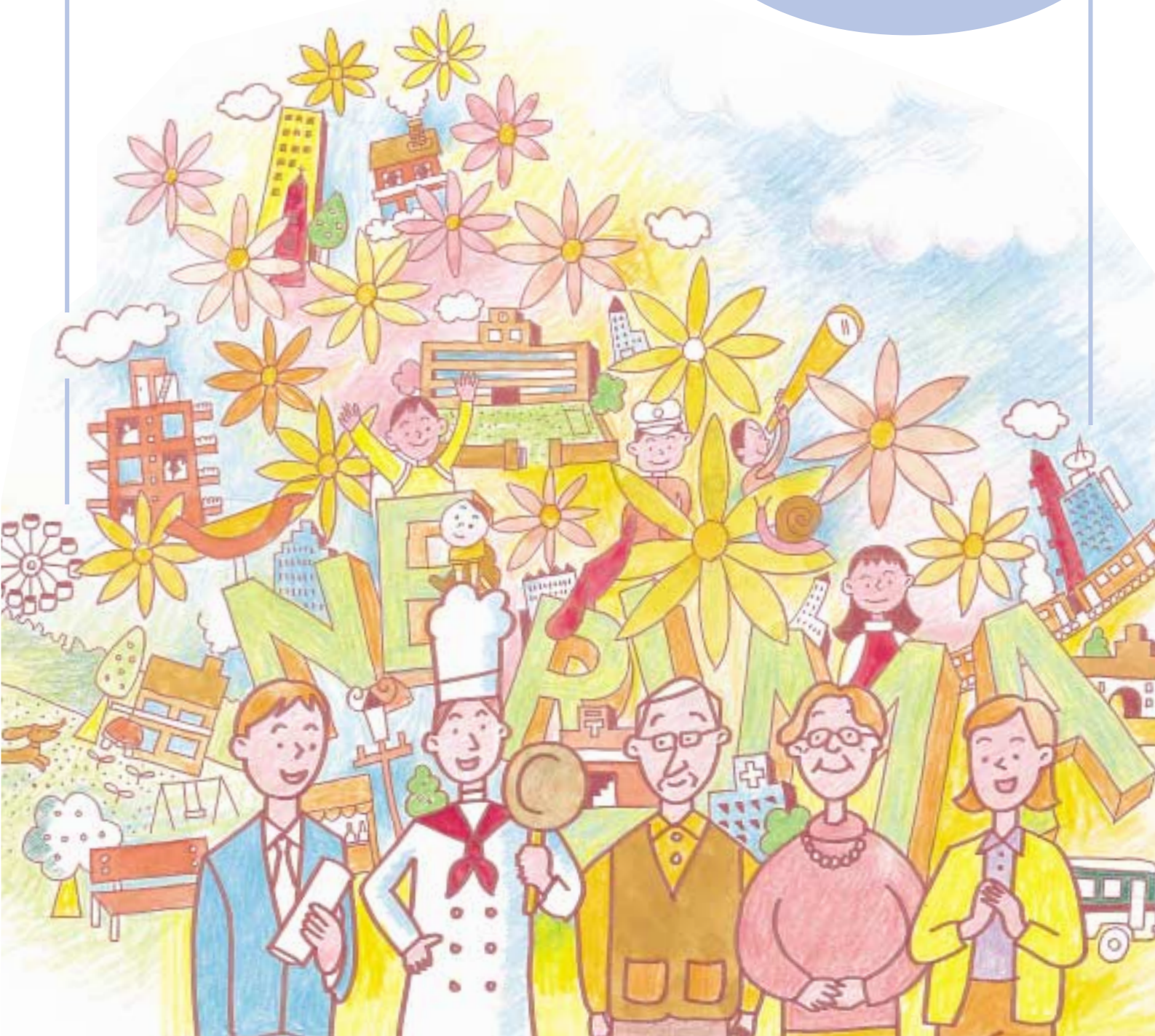


# “子育て、子育ち”を みんなが応援するまち

練馬区次世代育成支援行動計画を  
ご紹介します。

〈平成17年度(2005年度)～平成21年度(2009年度)〉

ねりま



# 練馬区次世代育成支援行動計画が まとまりました

## ●少子化の進行

日本の合計特殊出生率は、過去30年間、人口を維持するのに必要といわれる2.08を下回ったまま、ほぼ一貫して低下し、平成15年には、1.29となっています。

平成15年の東京都の合計特殊出生率は、初めて1.0を割り込み0.9987で、練馬区は1.06となっています。

📊 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

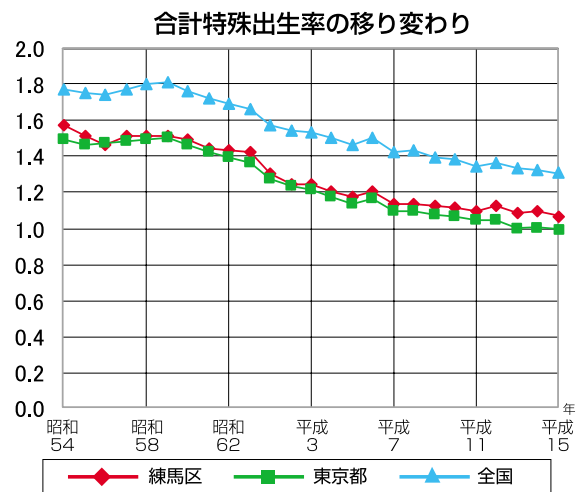
未婚化、晩婚化に加え、夫婦の出生力も低下しており、このままではさらに少子化が進むことが予想されます。

## ●「次世代育成支援対策推進法」の制定

国では、少子化の流れを変えるため、平成17年度から26年度までの10年間の集中的、計画的な取組みを進める「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。

## ●練馬区次世代育成支援行動計画の策定

練馬区では、次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、区民の皆さんのご意見をお聴きしながら、この行動計画（前期計画 平成17～21年度）を策定しました。



【資料：保健管理課、東京都衛生年報、人口動態統計年報】

## 4つの理念

次代を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。練馬区は、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ、育つことのできる社会を築くために、子どもと子育て家庭を、区民との協働により地域で支えていきたいと考えます。

- ① 子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- ② 家庭の「育てる力」を大切にします。
- ③ 地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。
- ④ 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

## 計画目標実現のための 7つの基本目標

### 計画目標

#### 子育て、子育てをみんなが 応援するまち **ねりま**

父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援します。このことによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち次代を担う力を身につけることのできるまちの実現をめざします。

1

子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

2

子どもと親の健康づくりを応援します

3

子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

4

子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

5

子育てと仕事の両立を応援します

6

特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

7

計画の着実な推進を図ります





# 7つの 基本目標と主な事業

( )は平成21年度末までの目標数値



## 目標

### 1

## 子どもたちの「育つ力」と 子育て家庭の「育てる力」を応援します

### ① 子育て支援についての 情報提供、相談機能を 充実します

- 区民参加によってホームページや印刷物を作成し、子育て家庭や子どもたちが、必要な時に必要な情報を入手できるようにします。
- 相談業務の拠点として子ども家庭支援センターを整備します。(1⇒3か所)

### ② 子育て家庭の交流を 進めます

- 乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろば「ぴよぴよ」や「にこにこ」を増設します。(ぴよぴよ2⇒4か所、にこにこ37⇒58か所)
- NPOなど民間団体が行う子育てのひろばを支援します。



### ③子育て家庭を地域で支える 仕組みをつくります

- 子ども家庭支援センターでは、会議室の提供や必要な備品の貸し出しなどを行って、民間子育て支援団体の活動やネットワークづくりを支援します。
- 児童館では、地域の子育て支援団体や保健相談所、学校、保育園、幼稚園などと連携して、地域のネットワークづくりを進めます。(0⇒5館)
- 区民同士が育児を支え合うファミリーサポートセンター事業の活動拠点を増やします。(1⇒3か所)
- 地域の団体が行う「放課後児童等の広場事業」を支援します。(3⇒13か所)

### ④保育サービスを充実します

- 保育園、認証保育所の増設や保育室への支援、家庭福祉員の増員などによって、待機児童の解消に努めます。(入所定員8,724⇒9,183人)
- 保育園の保育時間を延長します。(朝30分延長0⇒5園、夕方1時間延長29園⇒34園、夕方2時間延長1園⇒6園)
- 保育への要望の多様化に対応します。(病後児保育1⇒4か所、休日保育0⇒6園)
- 主に自宅で子育てをする家庭を支援するために、ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間一時保育)、一時保育などを充実します。(ショートステイ1⇒2か所、トワイライトステイ1⇒3か所、一時保育2⇒7か所、乳幼児一時預かり0⇒1か所、緊急一時保育定員30⇒36人)

### ⑤児童館、地区区民館、厚生文化会館、 学童クラブ事業等を充実します

- 児童館のホームページで、行事などの情報を提供するとともに、子育て相談や子ども相談を行います。(7⇒17館)
- 子どもたちの意見を児童館の運営に生かすために、子どもスタッフを設置します。(0⇒17館)
- 中高生の需要に応えるモデル事業を児童館で実施し、中高生の居場所づくりを進めます。(0⇒1館)
- 入会の需要が高く、学童クラブのない小学校学区に、学童クラブを新設します。(87⇒89か所)
- 地域で子育てを応援するNPOや社会福祉法人など地域の団体による「放課後児童の広場」を増設します。(3⇒13か所)

## ⑥ その他の居場所、遊び場、 多様な体験機会を充実 します

- 地域の方々による「学校応援団」が放課後の校庭など小学校の施設を活用して、子どもたちが遊びや学びなどで過ごすことのできる場を提供します。(2⇒30校)
- PTAなど地域の団体の創意工夫を生かした講座「ねりま遊遊スクール」を開きます。(毎年度400講座)
- 子どもの体験活動や世代間の交流を充実させるために、総合型地域スポーツクラブ(SSC)を育成します。(6⇒7か所)
- 青少年館、図書館、児童遊園、公園などさまざまな居場所や遊び場を子どもたちに提供するとともに、自然体験や芸術体験などの機会を充実します。

## ⑦ 子ども自らが考え、 参画する機会を拡充します

- 子どもたちが区政に参画するきっかけにするとともに、子どもたちの意見や要望を区が聴く場として「練馬子ども議会」を開催します。(毎年度1回開催)
- 「ねりま遊遊スクール」では、中高生が小学生を対象として企画運営する講座を増やします。(年間24⇒30講座)
- ジュニアリーダーの養成、児童館子どもスタッフの設置、練馬こどもまつりの開催など、子どもたちが主体的に考え、参画できる機会を提供します。

## ⑧ 経済的な支援を行います

子育て家庭の経済的な負担感を和らげるために、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成、就学援助費の支給、私立幼稚園等園児保護者負担軽減費の支給などを行います。さらに、財源の確保に努め、経済的支援の充実を図ります。



## 子どもと親の健康づくりを応援します

### ①健康診査等を充実します

- 子育てに関する情報をわかりやすく記載した、区独自の母子健康手帳を配付します。
- 子どもが健やかに育つように、健康診査などを充実します。(4か月児健診受診率97.2⇒99%以上、3歳児健診・歯科健診受診率88.6⇒92%以上、むし歯のない子の割合80.1⇒83%以上、フッ素塗布経験のある子の割合28.5⇒50%以上)

### ②健康相談の充実と育児不安の解消に努めます

- 父親と母親が協力して出産や子育ての準備を進めることができるように、「両親学級」や「母親学級」を充実します。(両親学級 年間26⇒33回)
- 子育てについての悩みや不安を和らげることができるように、保健師等による相談事業や訪問事業を充実します。(産婦訪問実施率39.2⇒50%以上、低体重児訪問実施率44.5⇒50%以上、新生児訪問実施率38.7⇒50%以上、育児交流会 年間8⇒42回)

### ③予防接種を推進します

- 学校などの関係機関と連携して、定期予防接種の接種率を向上させます。
- 麻しん(はしか)の予防接種率を向上させます。(1歳6か月児健診時の麻しん接種率89⇒95%以上)
- 予防接種に関する情報を提供します。

### ④小児(救急)医療・周産期医療を充実します

- 救急医療、高度医療、小児医療等の機能をもつ順天堂大学医学部附属練馬病院を整備します。(平成17年7月開院)
- 練馬区医師会、日本大学医学部附属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部および練馬区とで、練馬区小児救急医療連絡協議会を設置し、小児救急医療体制について連携を進めます。
- 地域の医療機関と連携し、小児医療・周産期(妊娠満22週から生後7日未満の期間)医療を充実します。

## ⑤食を通じた子どもの健全育成を図ります

- 区民との協働による食育ネットワーク事業や、保育園、学校などにおける食育を推進し、生涯にわたる健康づくりの基本となる食生活習慣を定着させます。

## ⑥思春期における保健対策を充実します

- 保健相談所の思春期・ひきこもり相談を充実します。学校では、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、子どもの健全育成に努めます。(思春期・ひきこもり相談 個別相談 年間6⇒11回、心のふれあい相談員 小学校24⇒69校)
- 喫煙・飲酒・薬物乱用の問題については、学校だけでなく地域社会全体で予防啓発活動を進めます。

目標

3

# 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

## ①生きる力を育成する学校教育を行います

- 学力向上事業や少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、キャリア教育などを充実し、「生きる力」を育成します。(少人数指導等 小学校42⇒69校、中学校18⇒34校)
- 地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実などにより、保護者や地域と連携し子どもたちの生きる力を育みます。(学校評議員制度 幼稚園5⇒5園、小学校50⇒69校、中学校21⇒34校)
- 子ども、保護者、教育関係者を対象とした教育に関する相談を充実します。(教育相談室2⇒3室)

## ②家庭教育への支援を充実します

- すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるように、家庭教育に関する学習機会を充実します。(家庭教育手引書の配付、子育て学習委託講座毎年度100講座)



### ③地域の教育力の向上を図ります

- 青少年委員や青少年育成地区委員会の活動を充実し、子どもの健全育成を進めます。
- 地域の方々による「学校応援団」が放課後の校庭など小学校の施設を活用して、子どもたちが遊びや学びなどで過ごすことのできる場を提供します。(2⇒30校)
- PTAなど地域の団体の創意工夫を生かした講座「ねりま遊遊スクール」を開きます。(毎年度400講座)
- 子どもの体験活動や世代間の交流を充実させるために、総合型地域スポーツクラブ(SSC)を育成します。(6⇒7か所)
- さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。

### ④幼児教育を充実します

- 幼児の就園を奨励し、私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、入園料や保育料を補助します。
- 子育て相談の実施や園舎・園庭の地域開放、園行事などを通じて、未就園児やその保護者などへの子育て支援を行うなど、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。



## 目標

# 4

## 子どもと子育て家庭を 応援するまちづくりを進めます

### ①居住環境の整備と 子育てバリアフリーの まちづくりを進めます

- 子育て家庭に良好な居住環境を提供するため、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯に対する募集区分の設置や、子どもが3人以上の世帯に対する抽選優遇策などを、区営住宅で実施します。
- 子ども連れなどでも安心して外出できるように、歩道や駅のバリアフリー化や公園へのだれでもトイレの設置を進めます。(歩道44⇒144か所、駅3⇒6駅、だれでもトイレ5⇒11か所)

### ②安全・安心のまちづくりを 進めます

- 子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教育などを充実するとともに、区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、「自転車安全運転カード」を発行します。
- 子どもたちが犯罪に巻き込まれないようにするために、防犯教育などを充実するとともに、地域の自主的な防犯活動の支援、学校安全安心ボランティア事業、児童生徒の緊急避難所の設置などにより、安全・安心のまちづくりを進めます。(緊急避難所設置小学校65⇒69校)

## 子育てと仕事の両立を 応援します

### ①誰もが働きやすい 就業環境を つくります

- 父親も母親も仕事をしながら家庭のことにも十分かわれるよう、働き方の見直しを進めるために、区民、区内の事業主、区内で働く人などに広く呼びかけを行います。
- 関係法制度の充実を、国や東京都に要望します。
- 子育てと仕事の両立支援のための情報紙やホームページなどにより、広報・情報提供を行います。
- 子育てで離職した後の再就職や起業のための講座、就労相談などを実施します。

### ②子育てと仕事の両立を支援します

- 保育園、認証保育所の増設や保育室への支援、家庭福祉員の増員などによって、待機児童の解消に努めます。
- 保育園の保育時間を延長します。
- 保育への要望の多様化に対応します。
- 主に自宅で子育てをする家庭を支援するために、ショートステイ(宿泊保育)、トワイライトステイ(夜間一時保育)、一時保育などを充実します。  
上記事業の目標値は、5ページの④保育サービスを充実しますをご覧ください。
- 学童クラブを充実します。(87⇒89か所)
- 地域で子育て家庭を支援するファミリーサポートセンター事業や放課後児童等の広場事業などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。(ファミリーサポートセンター1⇒3か所、放課後児童等の広場事業3⇒13か所)



## 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

### ① 児童虐待防止対策を充実します

- 児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置します。(1⇒3か所)
- いつでも身近なところで気軽に相談できるように、保健相談所、総合福祉事務所、教育相談室などに相談窓口を置きます。
- 子ども家庭支援センターごとに児童虐待防止地域協議会を設置します。(0⇒3か所)
- 子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を実施します。
- 児童虐待防止マニュアルを改定します。

### ② ひとり親家庭の自立を支援します

- 母子家庭の自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業を充実します。(母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施)
- 各種相談、生活支援、経済的支援などによって、ひとり親家庭の自立を支援します。

### ③ 障害児の健全な発達を支援します

- 発達に遅れのある、あるいはその疑いがある乳幼児をできるだけ早期に発見し、一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。
- 保育園、学童クラブでは、障害児の受け入れ拡大に努めます。また、養護学校に通学する児童については、放課後の居場所づくりへの支援を検討します。
- 学校教育では、(仮称)特別支援教育検討委員会を設置し、特別支援教育への円滑な移行に備えます。

## 計画の着実な推進を図ります

### ① 計画を推進する仕組みをつくります

- 公募区民を交えた次世代育成支援行動計画推進協議会を設置し、意見を施策に反映させます。また、行動計画の実施状況を区民に公表し、意見を公募します。
- 施設や事業運営への区民参画や区民主体の事業展開を進めるとともに、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、区民・民間との協働による効率的で効果的な計画の実現をめざします。

# 事業案内

次世代育成支援行動計画の事業のうち、計画事業や区民の皆さんに密接な事業を中心にご紹介します。  
平成17年度から21年度までの5年間で取り組む事業ですので、まだ実施していない事業や、施設によっては実施していない事業もあります。

区では、行動計画の達成に向けて全力をあげて取り組みます。

区民の皆さんや、事業者の皆さんも、一緒に子どもと子育て家庭を応援してください。

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
----	------	------	------	-----	-------

## I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

情報が欲しい	子どもと子育てに関する情報の一元的な発信	ホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。			
相談したい	子ども家庭支援センターの整備 子育てに関する総合相談窓口				
	地域における子育て相談(保健相談所)	保健師、管理栄養士などが相談を受けます。			
仲間を作りたい 子どもと一緒に遊びたい	地域における子ども相談・子育て相談	●児童館 児童指導の職員が相談を受けます。	●保育園 園長・栄養士・看護師などが相談を受けます。(0～5歳)	●幼稚園 園長などが相談を受けます。(0～5歳)	●練馬女性センター 乳幼児保育業務の経験者が相談を受けます。(0～5歳)
	子育てのひろば	乳幼児と親同士が自由に交流する場を設置します。			
	児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進	児童館、地区区民館、厚生文化会館、保健相談所で行います。			
子育ての手助けがしたい	保育園・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	園庭開放や行事を通して交流を行います。保育園では、「ぶれあい給食」も行います。			
	ファミリーサポートセンター事業	区民同士の助け合いで子育てを支援します。			
預かってもらいたい	放課後児童等の広場事業 (放課後児童の広場、乳幼児の一時預かり、子育てのひろば)	地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育などを行い、子育てを支援します。			
	保育所待機児童の解消	●保育園 認可保育園で保育を行います。	●保育室 区が認定した小規模な保育施設で保育を行います。	●認証保育所 都が認証した保育施設で、保育を行います。	既設保育園の定員の見直し、保育園の新設、改築に伴う定員増、分園の新設、家庭福祉員の増員、認証保育所の新設などを行い、待機児童の解消に努めます。
	保護者が働いているので預かってもらいたい	●家庭福祉員、駅型グループ保育室 区が認定した家庭福祉員の自宅またはグループ保育室で、3歳未満児までの保育を行います。	私立幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園で保育園の入園要件に該当する在園児童を対象に、保育園と同じ時間の保育を行います。	
	もう少し遅くまで預かってもらいたい	放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。小学校1年生～3年生(障害のある児童は6年生まで)	学童クラブ事業	地域の団体が、放課後等家庭で保育ができない児童の保育を行います。	
預かってもらいたい	もう少し遅くまで預かってもらいたい 日曜・祝日も預かってもらいたい 病気がほとんど治っているので預かってもらいたい	延長保育	開所時間の延長と、実施園を拡大します。		
	一時的に預かってもらいたい	休日保育、年末保育	保育園に通っている児童を対象に、拠点方式により日曜・休日、年末に保育を行います。		
		病後児保育	保育園などに通っている児童を、病気の回復期で集団生活が困難な期間に、一時的に預かります。		
		一時保育	保護者が冠婚葬祭や育児疲れのリフレッシュをする時などに、保育施設で預かります。		
	緊急一時保育	保護者が出産、疾病等で養育できない時に、緊急一時保育員の自宅や保育施設で預かります。			
一時的に預かってもらいたい	ショートステイ	(18歳未満までの施設もあります)		保護者が病気などで養育できない時に、施設で預かります。	




場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
一時的に預かってもらいたい	トワイライトステイ (18歳未満までの施設もあります)		保護者が仕事などで平日の夜間に養育できない時に、施設で預かります。		
	乳幼児一時預かり事業		子ども家庭支援センターで一時的に乳幼児を預かります。		
遊びたい	魅力ある児童館活動の展開、地区区民館・厚生文化会館の児童館事業				
	児童館1館をモデル館とし、中高生の居場所づくりを検討・実施します。			中学生・高校生の需要に応える事業の実施	
	放課後の校庭や和室、図書室等の使用可能な学校施設で、地域の方々が、児童の遊び、学び、読書等の居場所を提供するなど、地域人材の活用と学校施設の有効活用を推進します。			学校応援団推進事業	
	地域の団体などが幼・小学生を対象に様々な講座を行います。			ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業	
いろんな事業に参画したい	区政等への参画の意識を高める契機とします。また、子どもたちの意見や要望を、区が聴く機会とします。			練馬子ども議会	
	子どものニーズが反映された児童館になるために設置し、意見を聴きます。			児童館子どもスタッフの設置	
	中学生自らが小学生を対象に、講座の企画・運営をします。			ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり)事業	
経済的な支援が欲しい	児童手当の支給		小学校3年生までの児童を養育する保護者に手当を支給します。所得制限があります。		
	乳幼児医療費の助成		小学校就学前の児童を対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。		
	経済的理由により児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学用品・給食費等の援助を行います。			就学援助費の支給	
	保護者の経費負担を軽減するため、入園料や保育料の補助を行います。		私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給		

## II 子どもと親の健康づくりを応援します

健康をチェックしてもらいたい	妊娠届、母子健康手帳交付	妊娠届出時に、母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査受診票、パンフレット等が入った「母と子の保健バッグ」を差し上げます。			
	乳幼児健診	生後4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の健診を行います。			
	幼児歯科健診	1歳6か月、3歳児の口腔診査および保健指導を行います。			
	保育園児、幼稚園児の健康診断	通園している園で健診を行います。			
	通学している学校で健診を行います。	児童生徒の健康診断			
健康に育てたい	両親学級(パパとママの準備教室)・母親学級	父親・母親になる方を対象に、出産・育児等に関する講習を行います。			
	妊産婦訪問、産後相談	妊産婦に健康状態、生活環境、疾病予防等の訪問指導を行います。また、4か月児健診時に産後相談を行います。			
	低体重児・新生児・乳幼児訪問	発育・栄養等育児上の重要な事項について、訪問による保健指導を行います。			
	育児栄養相談	乳幼児の発育発達、栄養・保育について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。児童館や子育てのひろばでの出張相談も行います。			
	育児交流会(グループミーティング)	育児の不安や悩みを抱える親を対象に交流を図ります。			
	1歳6か月児健診時の麻しん接種調査と未接種者への勧奨	麻しん(はしか)の発生予防に努めます。			
病気が心配	新病院整備事業	救急医療、高度医療、小児医療等の機能を持つ順天堂大学医学部附属練馬病院の整備を進めます。			
	平日、土曜日に15歳以下の小児を対象に実施します。	練馬区夜間救急子どもクリニック事業			

場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
	日曜日、祝日、年末・年始の救急患者を対象に実施します。	休日急患診療(医科、歯科)			
思春期になって心配	ひきこもり等の問題を抱える方やその家族を対象に、精神科医による個別相談やグループミーティングを行います。			思春期・ひきこもり相談	
				心のふれあい相談員	(再掲)
				(再掲)	スクールカウンセラー

### Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

学校ではどんな教育をしてくれるの	学習内容の確実な定着と向上を図ります。		学力向上事業
	基礎学力向上と個性に応じたきめ細かな指導を行います。		少人数指導等
	望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能、主体的に進路を選択する力などを育てる教育を行います。	キャリア教育	
	自己実現を目指す教育内容の工夫を行い、個に応じた指導等の充実を図ります。	個を尊重する価値観の育成	
	保護者や地域の方々の意見を学校経営に活かし、開かれた学校づくりを実現します。	学校評議員制度	
心理専門職員、教職経験者、精神科医が相談を受けます。	教育相談		
不登校児童・生徒に居場所を提供し、相談を通じて心の安定を図るとともに、指導により学校への復帰を支援します。	適応指導教室		
学校でうまくやっけていけるかしら	児童の相談相手として、心のふれあい相談員を配置し、児童のストレスを和らげ、ゆとりをもって学校生活を送ることができるように支援します。		心のふれあい相談員
	中学生へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言を行います。		スクールカウンセラー
家庭での教育はどうすればいいの	幼稚園、小学校(低学年・中学年・高学年)、中学校用の手引書を作成、配付します。	家庭教育手引書の発行	
	家庭や地域での子どもの教育について、PTAなどの団体に講座の企画・運営を委託し、学習機会を提供します。	子育て学習委託講座	
地域で活動したい			学校応援団推進事業 (再掲)
	(再掲)	ねりま遊遊スクール(子どもの居場所づくり)事業	
	(再掲)	総合型地域スポーツクラブ(SSC)の育成	
	地域の方々が、青少年の健全育成と非行防止、環境浄化のために、様々な活動を行います。	青少年委員活動、青少年育成地区委員会活動	
幼稚園に通わせたい	(再掲)	私立幼稚園等園児保護者負担軽減費等の支給	

### Ⅳ 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

子育てしやすいまちを作って	歩道のバリアフリー化		安心して外出ができるように歩道のバリアフリー化を行います。
	駅のバリアフリー化		鉄道事業者等が実施する駅のエレベーターや「だれでもトイレ」の設置など、バリアフリー化工事に要する経費の一部を助成します。
	公園へのだれでもトイレの設置		公園内に障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置します。
安全で安心できるまちにしたい	区立小学校の4年生以上に自転車運転のルール・マナーを教え、自転車安全運転カードを発行します。		「自転車運転免許制度」
	防犯情報の収集・提供		犯罪情報、不審者情報をホームページに掲載します。また、希望する区民にはメール配信をします。
	保護者や地域住民の方々が、ボランティアとして授業時間中の児童の安全を高めるとともに、児童との交流を進めます。		学校安全安心ボランティア事業
	地域パトロール体制の充実		安全・安心パトロールカーの貸出、パトロール用品の支給など、地域で行われる各種パトロール活動を支援します。

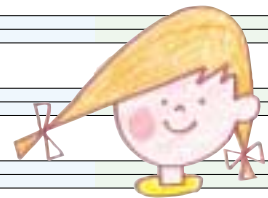
場面	出産まで	0～3歳	4～5歳	小学生	中・高校生
安全で安心できるまちにしたい	園児・児童・生徒の非行防止と犯罪被害防止を目的に、警察署などと連携してセーフティ教室を実施します。不審者の学校侵入に対応するため通報避難訓練を行います。		セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練		
	通学路等で児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、「駆け込むことのできる」場所を区民の協力を得て確保します。		児童・生徒の地域における緊急避難所の設置		

## V 子育てと仕事の両立を応援します

子育てしやすい就業環境をつくって	男女共同参画に関する啓発行事等	講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的な性別役割分担意識の解消を促します。
	「ねりま産業情報(ペがさず)」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報	意識改革や仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。
	就職・再就職のための情報提供	子育てで退職した女性等に、就職・再就職に必要な情報の収集、提供等を行います。
	起業家支援のための講座	多様な働き方のひとつとして、創業に必要な知識、技術の習得のための講座を開催します。

## VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します

虐待じゃないかしら	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	虐待通報や相談を受けます。	
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)	
子どもを虐待してしまいそう	子ども家庭支援センターにおける児童虐待に関する相談	ひとりでも悩まないで、何でも相談して下さい。	
	その他の機関における児童虐待に関する相談	(総合福祉事務所、保健相談所、教育相談室など)	
ひとり親家庭です	母子自立支援・婦人相談員または面接員が、生活全般の相談を受けます。	ひとり親家庭の各種相談	
	母子家庭の母の能力開発を支援します。	母子家庭就労支援事業	
	各種資金の貸し付けを行い、経済的自立、生活の安定を図ります。	各種資金の貸付	
	手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。所得制限があります。	児童扶養手当の支給、児童育成手当(育成手当)の支給	
	医療証を交付し、医療費の助成を行います。所得制限があります。	ひとり親家庭等医療費の助成	
	ホームヘルパーを派遣し、育児や食事の世話など生活を援助します。所得に応じた費用負担があります。	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	
子どもに障害があります	専門医が相談を受けます。	発達相談	
	(再掲)	教育相談	
		障害児の早期療育	必要な指導訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ります。
	「特別支援教育」への移行に向けて、検討委員会を設置し、移行に向けた準備を行います。	特別支援教育への移行	
	身の回りのことがおおむねできる幼児について、幼稚園で保育を行います。	幼稚園における障害児教育	
	中・軽度の障害のある幼児について、保育園で保育を行います。	障害児保育	
		中・軽度の障害のある児童について、学童クラブで保育を行います。	学童クラブでの障害児の受入れ等
	保護者に手当を支給します。所得制限があります。	特別児童扶養手当の支給、児童育成手当(障害手当)の支給	
日常生活の安定を図るために、家事・介護を行うホームヘルパーが利用できるよう支援します。所得に応じた費用負担があります。	ホームヘルプ事業		



子育て、子育てを



みんなが応援するまち ねりま

練馬区次世代育成支援行動計画（パンフレット）

平成17年（2005年）3月発行

このパンフレットは、練馬区次世代育成支援行動計画を、  
区民の皆さんに分かりやすく伝えるために作成しました。  
行動計画について、また、子どもと子育て家庭に対する施策について、  
ご意見をお寄せ下さい。今後の参考とさせていただきます。

練馬区児童青少年部子育て支援課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03(3993)1111(代表)

F A X 03(5984)1220

電子メールアドレス kosodate@city.nerima.tokyo.jp